

令和6年4月24日

令和6年度4月以降の上牧町介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 請求に係る内容について

- ・上牧町が実施している介護予防・日常生活支援総合事業については、町ホームページのサービスコード表及びサービスマスターをアップし、**サービスマスター（CSV）を事業所のシステムに登録**してください。
- ・サービスの各上限を超えた部分は、介護保険の請求ができない為、プラン作成時に超過しないように設定してください。

※ 上牧町のサービスマスター（CSV）を事業所のシステムに登録しても他の市区町村のサービスコード表には対応していないため、ご注意ください。他の市区町村の被保険者を担当する場合は、被保険者（利用者）の保険者である市区町村のサービスマスター（CSV）を事業所のシステムに登録してください。

2. 介護予防サービス計画について

- ・介護予防サービス計画に位置付けられた内容でサービスが提供されます。
- ・訪問介護現行相当サービス（訪問型サービス（独自）サービス）においては、特に介護予防サービス計画に位置付けた内容が重要になります。
 - 生活援助（調理・掃除・洗濯等）を利用者と一緒に行う場合
 - 生活援助（調理・掃除・洗濯等）を訪問介護員のみで行う場合
 - 身体介護を行う場合
- ・**これらをきちんと介護予防サービス計画に位置付けなければ、訪問型サービス事業所が作成する訪問型サービス計画と差異が出てくる可能性があります。**

3. 訪問介護現行相当サービスの提供にあたっての留意点について

- ・訪問介護現行相当サービス事業実施者は、**自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮する**とともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないとされています。